

## 様式第2号（第5条関係）

### 要介護認定等資料の提供に関する覚書

桜川市長（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）とは、乙がその契約者の介護サービス計画を作成するため、甲から当該契約者に関する介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）による要介護認定又は要支援認定に係る個人情報（以下「要介護認定等資料」という。）の提供を受け、及び利用することに関し、個人情報保護法（平成15年法律第57号）第69条及び第70条の規定により、次のとおり覚書を締結する。

#### （基本的事項）

第1条 乙は、要介護認定等資料の取扱及び利用に当たっては、関係法令並びにこの覚書に定める事項を遵守しなければならない。個人の権利利益を害してはならない。

#### （要介護認定等資料）

第2条 乙が、提供の申請をすることができる要介護認定等資料は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 認定調査票（概況調査・基本調査・特記事項）
- (2) 要介護認定判定結果
- (3) 主治医意見書（当該主治の医師が、当該意見書について介護サービス計画作成に利用されることに同意している場合に限る。）

#### （要介護認定等資料の機密保持義務）

第3条 乙は、要介護認定等資料を他に漏らし、滅失し、又は毀損してはならない。

#### （要介護認定等資料の目的外利用の禁止）

第4条 乙は、要介護認定等資料を介護サービス計画を作成するために利用する場合のほかは、これを利用してはならない。

#### （主治医意見書に記載された内容の被保険者の家族等への情報提供の禁止）

第5条 乙は、第2条第3号に規定する主治医意見書に記載された情報について、当該意見書に係る被保険者の家族等に提供してはならない。

#### （要介護認定等資料の第三者への提供）

第6条 乙は、要介護認定等資料を第三者に提供してはならない。ただし、当該要介護認定等資料に係る被保険者の介護サービス計画を作成するため複数の介護サービス事業者の担当者が集まって行う会議（以下「サービス担当者会議」という。）において当該要介護認定等資料を利用することにつき、あらかじめ、当該被保険者から文書による同意を得ているときは、この限りでない。

- 2 乙は、サービス担当者会議において要介護認定等資料を利用するときは、当該サービス担当者会議に参加している他の介護サービス事業者の担当者に対し、第3条の義務を周知徹底しなければならない。
- 3 乙は、サービス担当者会議において、要介護認定等資料を複写し、又は複製したときは、当該サービス担当者会議終了後、速やかにこれを回収し、裁断により廃棄しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、乙は、サービス担当者会議において、軽度者（法第7条第2項に規定する要支援状態区分が要支援1若しくは要支援2の被保険者又は法第7条第1項に規定する要介護状態区分が要介護1の被保険者をいう。）に対して介護予防福祉用具又は福祉用具を貸与する指定介護予防福祉用具貸与事業者又は指定福祉用具貸与事業者（以下「福祉用具貸与事業者」という。）に提供した要介護認定等資料については、当該福祉用具貸与事業者において適正に保管及び利用をさせることができる。この場合において、乙は、当該福祉用具貸与事業者に対し、第3条の義務を周知徹底しなければならない。

(要介護認定等資料の抹消義務)

第7条 乙は、要介護認定等資料の保管又は利用の必要がなくなったときは、速やかに、裁断により廃棄しなければならない。

2 乙は、前条第4項の規定により福祉用具貸与事業者に提供した要介護認定等資料について、当該福祉用具貸与事業者において保管又は利用の必要がなくなったときは、前項と同様の措置を講じさせなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第8条 乙は、要介護認定等資料の漏えい、滅失その他の事故が発生したとき、又は発生するおそれがあると認めるときは、速やかに、甲に報告し、その指示に従わなければならない。第6条の規定により乙が要介護認定等資料を提供した事業者において、当該事故が発生したとき、又は発生するおそれがあるときも、同様とする。

(損害賠償義務)

第9条 乙は、乙又は第6条の規定により乙が要介護認定等資料を提供した事業者がこの覚書に違反したことにより甲又は第三者に損害を生じさせたときは、当該損害を賠償しなければならない。

(要介護認定等資料の提供の中止等)

第10条 甲は、乙がこの覚書に定める事項に違反したと認めるときは、要介護認定等資料の提供を中止し、乙に対して説明を求め、又は資料の提出を求めるものとする。

(覚書の失効等)

第11条 甲は、乙が前条の規定に基づく甲の求めに応じないときは、要介護認定等資料の提供を取り消すとともに、この覚書を失効させるものとする。この場合において、乙は、甲から提供を受けた要介護認定等資料の全て及び第6条の規定により乙が要介護認定等資料を提供した事業者から要介護認定等資料の全てを回収し、甲に返還しなければならない。

2 第9条の規定は、この覚書が失効した後においても、なお効力を有する。

(補則)

第12条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に疑義の生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 茨城県桜川市羽田 1023 番地

桜川市長

印

乙

印

(乙において個人情報を取り扱う事業所)

印